参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和４年７月２８日
気象研究所長　松村　崇行

1　当該招請の主旨

本業務については、既に運用している PC クラスタシステムの演算用サーバ 1 台に GPGPU（汎用計算用画像処理演算プロセッサ）装置を１個増設させることで、一体化された高速演算 PC クラスタシステムとして運用するものであり、今回の演算用サーバの機能強化によって、機械学習における演算性能を飛躍的に高めることが可能となるものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本システムの構造、動作及びソフトウェアの詳細を熟知している法人等との契約手続に移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2　業務概要

（１）業 務 名　機械学習のための演算用サーバの機能強化

（２）業務内容　　気象研究所電子計算機室に設置の PC クラスタシステムに含まれる演算用サーバ 1 台に GPGPU（汎用計算用画像処理演算プロセッサ）装置を組み込み、機械学習の高速演算が可能なようにソフトウェアのインストール等の調整を行う。

（３）履行期限　令和４年１２月２８日

3　業務目的

既存の PC クラスタシステムの機械学習における演算性能を飛躍的に高めることを目的とする。

4　応募要件

（１）基本的要件

①　予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないものであること。

②　令和４・５・６年度国土交通省（全省庁統一資格）「物品の販売」又は「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

③　気象研究所から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（２）技術力に関する要件

①　当研究所が所有する PC クラスタシステムの仕組みについて精通しており、システム構築・拡張にあたっての十分な技術力を有すること。

②　本業務の実施者として、気象シミュレーションおよび機械学習システムの開発に関する十分な知識と経験を有する技術者および、Linux 計算機システム（高速ファイル入出力システム、大規模並列計算）に関する十分な知識と経験を有する技術者を含む開発チームを構成できること。

（３）中立性・公平性に関する要件

既設 PC クラスタシステムは、気象庁業務および科研費に関わる研究に使用されることに鑑み、本業務の公益性について十分理解し、公平かつ中立的な立場で本業務を実施できる体制を整えていること。

（４）守秘性に関する要件

①　当研究所から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

②　当研究所の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

③　本業務の実施によって知り得た研究上又は技術上の秘密や情報を利用又は漏洩してはならない。

（５）業務執行体制に関する要件

①　高速ファイル入出力システムを用いた大規模 PC クラスタシステムを構築するために必要な業務執行体制が整っていること。

②　本業務の執行にあたって、当研究所の研究業務等に支障を与えないこと。

③　本業務の執行にあたって、当研究所の研究施設等に損傷・障害を与えないこと。

④　知的財産権法、その他の関係する法令に従うこと。

⑤　本業務を実施する技術者は、作業を行うために必要な能力を有すること。

（６）業務実績に関する要件

①　気象シミュレーション開発の業務を行った実績があること。

②　高速ファイル入出力システムおよび大規模並列演算システムの構築または改修業務を行った実績があること。

③　当研究所が保有する規模程度の大規模計算システムの開発または改修業務を行った実績があること。

５　手続等

（１）担当部局及び問い合わせ先

①　公示及び説明書について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰１－１
気象研究所総務部会計課用度係　綿井　正典
電話　029-853-8566
②　技術力等に関する要件について
〒305-0052
茨城県つくば市長峰１－１
気象研究所　全球大気海洋研究部　第３研究室主任研究官　関山　剛
電話 029-853-8708

（２）説明書の交付期間、場所及び方法
令和４年７月２８日から令和４年８月２３日まで　（１）に同じ。

（３）参加意思確認書の提出期限、場所及び方法
令和４年８月２４日　１６：００まで　（１）に同じ。
応募者は要件を満たす資料を作成し（書式は任意、但しＡ４版とする）、別紙「参加意思確認書」に添付のうえ、持参、郵送（書留郵便に限る）又は電送（事前に（１）へ連絡を入れること）すること。
なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

（４）応募要件を満たした場合
参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行うとともに、一般競争入札に移行するものとする。

（５）応募要件を満たさないとされた理由の説明
①　参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないとの審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。）以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。
②　契約担当官等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して１０日以内に書面により回答するものとする。

（６）その他
①　参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
②　提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。
③　一旦受理した参加意思確認書は返却しない。
④　一旦受理した参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。
⑤　参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

６　その他
（１）　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
（２）　関連情報を入手するための窓口照会　５（１）に同じ。

（３） 一般競争入札方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
（４）４（１）②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格を有していない場合も　５（３）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格申請を行う場合には、当該資格を有していなければならない。
（５）詳細は説明書による。